

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	平成28年度第1回特別職報酬等審議会
2 開催日時	平成28年12月5日(月) 午前9時から
3 開催場所	市役所本庁3階 301会議室
4 会議の概要	1. 河内長野市特別職の報酬等について (別紙のとおり)
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	なし
7 問い合わせ先	(担当課名) 総合政策部 人事課 給与厚生係 (内線 318)
8 その他	

\*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

## 平成28年度第1回特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時：平成28年12月5日（月）午前9時00分から午前11時15分まで

場 所：301会議室

出席者：委員 8人（全10名中 2名欠席）

事務局 6人（市長 塩谷副市長 東部課長 和田課長補佐兼係長  
井谷主査 阪井副主査）

### 内 容 . . . 第1回審議会の概要

#### 1. 審議内容について

事務局：（特別職報酬等審議会資料に沿って説明）

会 長：説明について、質問は。

委 員：資料1ページ、副市長・教育長についての減額の期間はいつまでか？

事務局：今年度末までである。

会 長：まず、現在の特別職の給料が適切であるかについて議論をしたい。

委 員：市長の公約だから副市長・教育長との金額の逆転は構わない。市長の思いがあつてのこと。市長が減額だからみんな減額というのは、市長の「良い人材を確保するということで、副市長・教育長の給料を自分から減額したいとは思っていません」という話にも沿わない。

委 員：公約で市長は自ら30%カットしている。個人的には激務の中で30%カットは大変だと思うが、有権者の信頼を得て実行されているわけであるので、妥当かどうかの意見は差し控えたい。一方で、副市長・教育長については、減額が来年3月31日までということであるが、財政状況をみると好転しているとは言えない。職員についても平均2.4%減額しているという状況を鑑みると10%減額は妥当な線だと思う。減額しているなかで、条例改正をする、本則に戻すというような話をしていく際に議論すればいい。個人的には10%カットが良いのではと思う。現状のままです。

委 員：市長としては公約されて当選した（からそのまま）。実績が上がれば戻すことも検討すればよい。副市長・教育長については、財政難の中、減額を続けなければならないのではないか。財政状況が良ければともかく、むしろ苦しい中では、さらにもう少し減らすべきではないか。市長より低くてよい。

委 員：副市長・教育長の10%カットが終われば市長との給料の逆転現象がさらに開いてしまう。私は基本的に給料は仕事や役職によりふさわしいものを得るべきという考え。公約したとはいえ、差が開くのはいかがなものかと思う。カットを維持すべき。さらなるカットについてだが、議員の給料が大阪府が全国で突出して多いように説明されている。議員の話が特別職と絡むとどうなるかなというのが今の時点では自分の中で結論が出ない。

会 長：副市長・教育長は今のまま減額継続でよいか？

委 員：継続でいい。

委 員：副市長・教育長の給料（と市長の給料の逆転現象）については、市長の公約でもあるが、見たときに、「え？」という気持ち。自分もサラリーマンであるが、上司より給料もらえるというのは。市長が公約している分、それに準ずる副市長・教育長も減額を今後してほしい思いもある。一般職がどう思うかも心配。財政状況でいうと歳入が減ってきている。歳出においても増えてきている項目がある。市民としても心配。現在の減額が終わっても、継続して減額してほしい。

委 員：市長についてであるが、河内長野市の財政が緊迫して何年か前には「第2の夕張」といわれた。泉佐野もマイナスになった場合に、市長が給料を下げた。その結果、資料でも一番下になっている。島田市長もそれをわかってやっている。よって公約通りでいいと思う。副市長・教育長の給料に関して、広報で記事が載ったのを見て7、8人の方から意見があった。「教育長はなぜあんなに高いのか？」と聞かれた。一般主婦の思いからすると教育長が副市長と同じというのは驚き。本則もトップになっている。減額終了後に本則に戻るといことは考えられない。減額後の金額でも高いと思う。もっと水準を落とすべき。財政難の市でこんなことになっているのが不思議。特に教育長。一般企業であればありえない。会社がダメなときには社長自ら、社員もカットなので、減らして当然。副市長についてもカットを継続。教育長についてはさらにカットが必要。あるいは両方もう少し下げてもいいのでは。

会 長：市長の30%については、選挙の公約であるので、下げることはどうか。本人も続けていきたい意向。副市長・教育長の逆転現象については、減額を継続してほしいということではよろしいか？教育長の給料が高すぎるとの声もあるが？

委 員：それは、制度改正の影響も…

委 員：それは2年前、会議にもあったが、実際に数字が広報に載ると反響がある。

委 員：今まで教育委員会には教育長と教育委員長がいたが制度改正で無くなった。教育長の仕事も増えている。

事務局：仰ったとおり、以前の教育委員長とそれまでの教育長が1つになり、権限と責任が重くなった。以前は教育委員の中から教育長が選任されていたのが、市長が直接任命する特別職となった。そこで制度が大きく変わった。平成27年4月以降、各市はその時の教育長の任期が終えるタイミングで新制度に変えていっている。現在は、各市全てが新しい制度に移行しきっていない過渡期である。その中で最初に4年の任期を終えて変わったのが河内長野市。当面は各市が出そろっていない、暫定的な順位になっている。新しい教育長としての報酬が出そろっていないので、順位だけをみるとつらい。ただ金額についてはどうなのかというのはご意見のとおり。

会 長：出そろってからもう少し議論でいいのでは。

事務局：もう1点、副市長・教育長の減額措置が今年度末というのは、任期に関わらず、一般職の減額措置が今年度末までということで、市長が、「一般職に合わせる形で年度末で10%減額措置を止めて、そこでまた改めて議論を」という意向であったので、任期に関わらず年度末までとなっている。

事務局：どうしても財政状況等で一般職も減額措置をしなければならない場合には、先頭を切って特別職が減額をするというのがこれまでの慣例で、一般職の減額と副市長・教育長の減額の終了時期があっている状況。現在行っている一般職に対する減額措置については、いまのところ終了の方向性。職員給料は国家公務員に準じたものになっている関係で、それより上がっても勿論いけないが、下がってもいけない。労働者の給料であり、財源調整のツールではない。異常事態といえる、経常収支比率が100を超えた年もあり減額に踏み切ったが、職員のモチベーションや人材確保、採用試験の受験も減っているため、4年の減額はいったんリセットの方向性。ただし今も来年度の予算編成中であるので、基金を取り崩さない予算編成ができないようであれば、継続もあり得る。方向性としては終了。

委 員：一般企業であれば、ある程度の年齢からは給料が下がる。そういった仕組みは公務員にはないのか？

事務局：無いが、55歳で昇給停止。加えて管理職手当等については、55歳になると1.5%減額になる。

委 員：一般職の今後の動向であるが、トップが先に減額から戻るより、一般職が先に減額措置が終わって戻って、状況が改善されていけば、次の特別職・市長が回復していくというのがスムーズな方法だと思う。今はまだそういう段階ではない。来年はまた来年で考えたらどうか。

会 長：一般職の減額はここの議題にはならない？

事務局：そのとおり。ただ、動きとして参考に説明させていただく。

会 長：まず最初の特別職の給料については、市長については、公約であるので30%カット、これは続けていただく。副市長・教育長については、来年3月末の減額措置の終了後も、市長とのバランスも関係あるので、引き続き減額をお願いしたい、そんなかたちでよろしいか？

委 員：異議なし。

会 長：では、2番目に議員報酬支給額についてご意見を。

委 員：定数については前回も言ったが、他市に比べれば減らされているので、まだ多いかと思っていたものの、資料を見ると標準的に思う。報酬についても現状維持で良い。

会 長：定数削減の話はあるか？

事務局：「今より削減する」という話は聞いていない。

委員：報酬に対しての意見はないが、河内長野市だけでなく全体的に議員定数が非常に少なくなっている。大阪府だけでなく全国的に報道でもある。今後どうなるかなという心配はある。報酬額については意見はない。高い安いというのはない。

会長：河内長野議会に関して政務活動費については、ないか？

事務局：どうするという話はないが、制度としては月額6万円が支給される。実際に活動した内容は領収書が添付されて公開されている。先払いして後で精算する。用途の内訳はホームページで公開されている。

委員：大阪府下、他市とは変わらないが、全国的にみると滋賀県の38万円に対して、河内長野は58万円、月額20万円も違うのはかなり驚いた。東京都で50万円で河内長野は58万円。ちょっと高い。

会長：前回の審議会の提案書では、議員についてはどんな内容だったか？

事務局：議員について建議いただいた内容は、当時市長・副市長が15%減額していたので、特別職の減額を参考に自らご判断頂きたいという内容。

会長：自ら判断した結果、変わらなかった？

事務局：議会の中でも、報酬を下げようという会派・議員もいたが、議会全体がまとまるというところまでは至っていない。その結果として変わらなかった。

委員：全国に比べて大阪府はなぜ高い？理由や経過はご存じか？東京よりも高いというのが考えられない。

事務局：特段の理由はない。過去からの積み上げなどしか。全国的にみると地方の議員は人数が多いところが多い。人数が多いと一人あたりの金額が少ない傾向がある。議員の他に職業を持つ議員が地方には多い。都市部だとそれが職業として成り立たないという面がある。ある程度の報酬がないと誰も立候補しないというのがある。ただ、東京より大阪が高い理由は不明。

会長：これについては毎年建議しているが、伝えるべき。

事務局：例年、もう少し考慮してほしいと、下げる方向の意見をいただいている。

委員：前回もそういう意見ばかりだった。「議員の意識に任せます」という表現。

委員：議長・副議長・議員の格差は必要か？議長職とはいえ、同じ仕事ではないのか。

会長：土日に行事・イベントに参加する必要があるなど忙しい。

会長：減額をお願いしたいという結論でいいか？

委員：一般職の場合、220日～230日の勤務日数だと思う。議員はその半分くらいなのか？

事務局：資料は持っていないが、庁内のパソコンで見ることができる出勤状況では、感覚的には半分くらい。しかし、議員の活動は市役所に出勤しているか否かではない。

委員：河内長野市の議員は専門なのか？他に仕事を持っているのか？

事務局：本市の議員はほぼ専門である。議員の報酬で生活をしている。

委員：地方議員は生活給付という考え方ではなく、勤務に対する反対給付、業務成果に対する対価という形で報酬が支払われているというのが一般的な認識である。市役所に出勤している日数が少ないからというだけではないが、特別職が減額するのであれば、議員だけが減額しないというのは合点がいかない。30%減額は厳しいと思うが、市長以外の特別職並みの10%を減額されたらどうかなという意見である。

会長：議員によって業務の量も様々に思う。ただ、特別職が頑張っているのも議員も頑張ってもらいたいという旨の提案として、本則額から10%を目途に減額していただきたいとしたいがよろしいか？

委員：異議なし。

会長：3番目、特別職の退職手当の支給制度についてである。市長へ退職手当を当面の間支給しないことについて、支給しないことが適切かどうか、また市長以外の特別職について支給することに対するの意見をお願いします。

委員：市長の公約なので、今後すべての市長が退職手当の支給無しというわけではなく、当面ということで1期目は受け取らないということと思う。2期目は財政状況改善や、業績を評価して受け取るかもしれないが、また立候補するかどうかはわからないが、1期目は公約を尊重したいと思う。その他の特別職は、市長がいないから全員もらわないというのは違う。

委員：現市長はいいが、今後どの市長も一部減額は良いとしても、全く支給しないということには反対。全く無支給とするよりも、成果を達成できなかった場合に退職金を辞退するというようなことはあっても、最初から無支給は考えものである。他の特別職にとっては一定の生活費でもある。任期中に成果があがらなかったと自分で思うのなら辞退すればよい。制度は存続して良いのではないか。

会長：今回辞めた市長と副市長に対しては支給したか？

事務局：支給した。

会長：それは満額か？

事務局：月額給料が減額されているので、それに基づいて同じ率で自動的に減額されている。

委員：市長の1期はそのままで良い。成果があがれば、2期目はあげてもいいのではないか。

会長：提案書に「1期が終わった後に業績を見て、業績が上がっていれば2期目については支払う」と書けるか？

事務局：そのような方向のことを盛り込むことは可能。

委員：4年後のことを今決める必要はあるのか？

事務局：任期満了は4年後であるが、途中で辞める可能性もある。その時に退職手当が支給されるかどうか、いくら支給するのかを決めておく必要はある。

委員：会社の役員も数年で多額の役員退職金を得る。そのことを個人的には不満に思う。全国的には退職手当は廃止の方向性か？

事務局：退職手当の廃止は大阪府が先頭である。大阪府・大阪市では既に報酬審で議論されて決まっている。府知事については、制度・条例を廃止し、任期の4年相当分の退職手当を月額給料に乗せている。民間は役員退職金を廃止し、月額給料を分かりやすくする方向。府はその方向に追随した。大阪市も同じ。市の場合は市長が制度廃止を強く打ち出した関係があり、退職手当の半分を月例給料に割り振った。全国的には関西、大阪府知事・大阪市長からその流れができています。

委員：個人的には給料に加えて退職手当の減額は気の毒であるが、現状の大きな金額を勤務年数にふさわしい金額にしてほしい。算定基準を見直してほしい。

委員：市長が公約しているのですが、どうかなというのもあるが、副市長・教育長も退職手当を支給されるので、トップが支給されないと受け取りにくいのではと心配である。今後の財政状況もあると思うが、個人的には少しでいいので受け取ってもらった方がいいのではと思う。

会長：市長については公約であるのでコメントしない。お任せする。

副市長・教育長については支給する。ただ、退職手当の給付については、見直しをする部分について見直してほしいということによろしいか。

委員：サラリーマンも何十年と勤めて退職金を受け取る。3、4年でこれだけもらうのはどうか。他市や大阪府もそうなっているのかなと思うが、市長の4年間の結果をみて、また決めて、考えていただいて、副市長・教育長についても減額でと。

会長：支給しますが、金額については検討をお願いします、と。

委員：退職手当は任期が終わった時点でもらえるのか？再選したらまたもらえるのか？4年は4年で退職してまた当選したらもらえるのか？

事務局：例えば、今の市長が今回支給されないと条例で定めて期限を設定した場合、1期目は受け取らない。条例の期限が切れると、次の任期では受け取れるというようになる。

委員：副市長・教育長もそうなのか？任期が終わって、退職手当を支給され、再任するともう一回支給されるということか？

事務局：任期ごとに、任期が終了するたびに支給される。

委員：退職手当には功労金的な意味合いがあるのだろう。大きな業績を残したりという面があるのだと思う。大きな業績を残したり実績を残したりという意味があるのだろうけど、額が大きすぎて、給料に反映させている方が納得感がある。

会長：市長は選挙があるため退職手当の価値があるが、副市長・教育長は選挙が無いいため選挙資金がかからない。減額を提案する方向で考えていいか。何%という話はせずに、検討をお願いしますという。

委員：異議なし。

会長：最後に特別職への地域手当の支給についてである。特別職については平成19年4月から財政上の理由から地域手当を支給していないことに対するご意見を。

委員：少し話が違うが、期末手当は支給されるのか？

事務局：支給される。4.2月分の支給である。

委員：下がった給料に対しての4.2ということか？

事務局：そのとおり。

委員：地域手当については廃止のままで良い。

委員：廃止のままで良い。

委員：廃止のままで良い。特別職の給与は年間の契約金のようなものなので、それに地域性を配慮して新たにプラスする必要はない。

委員：同意見である。河内長野市は離島でもない。

委員：地域手当について、地域格差を調整するという観点では出すべきかと思うが、平成19年に廃止されたその当時の財政状況から改善しているようには思えない。もうしばらく様子をみながら廃止を維持するのは仕方ないのでは。

委員：当面は現状のままで。

会長：特別職の地域手当については当面の間、廃止のまま継続していただきたいということによろしいか？

委員：異議なし。

会長：他に意見は？

無いようであるので、本日の審議はこれにて終了させていただく。

日程について、事務局に確認したい。

事務局：次回は12月21日(水)の午前10時から301会議室で開催予定である。

会長：次回は最終建議書を作っていただいたうえで開催する。

事務局：本日頂いた意見をもとに事務局で建議書を作成し、それを元にご議論いただく。

会長：本日はありがとうございました。